

協会けんぽ青森支部からのお知らせ(令和3年5月)

お得な歯科健診は いかがですか?



青森支部では、青森県歯科医師会と連携して歯科健診事業を行っています。被保険者の方であれば、通常料金より**76%OFFの1,100円(税込)**で受診可能です!

割引料金で受診できる方は**先着800名**となります。令和2年度は、多くの方からのご応募をいただきましたので、早めのお申込みがおススメです!

※歯科健診受診後に、青森県歯科医師会から事業所様へ請求書をお送りします。なお、振込手数料は、事業所様のご負担となりますので、ご注意ください。

健診対象者 協会けんぽ青森支部の被保険者様

健診内容 ①問診 ②歯・歯肉の検査(虫歯、歯周病のチェック)
③歯科保健指導(健診時間は1人10分～15分程度)

受診場所 歯科医院での受診となります。
「歯科医院一覧」より受診を希望する歯科医院を1つ選んでください。

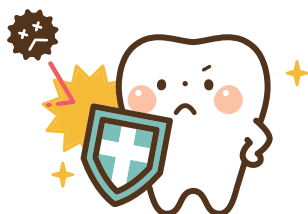
申込方法 ①ホームページから申し込み用紙をダウンロード
(お電話いただければ、郵送でお送りいたします)
②郵送で事業所様からお申し込みください。
③後日、歯科医師会から事業所様へ書類が到着します。
④事業所様より歯科医院へ受診日の予約連絡をしてください。
※実施希望日の2週間前までに申込をお願いいたします。

健診料金 お一人様 **1,100円(税込)**
※通常料金は4,700円(税込)

実施期間 令和3年6月～令和4年2月末



※協会けんぽ青森支部の被保険者様以外(ご家族様など)は通常料金でお申し込みできます。
※定員に達した場合や、実施期間を過ぎると割引料金で受診できなくなります。
※申込の際は、事業所単位をお願いいたします。



協会けんぽ青森 歯科健診

検索

インセンティブ制度は健康保険料率の引き下げにつながります!

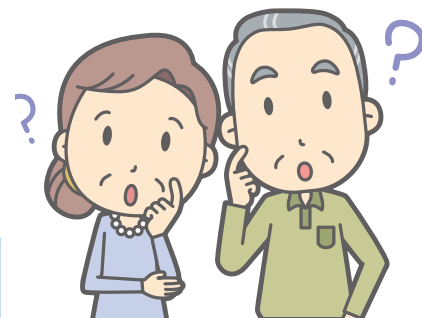
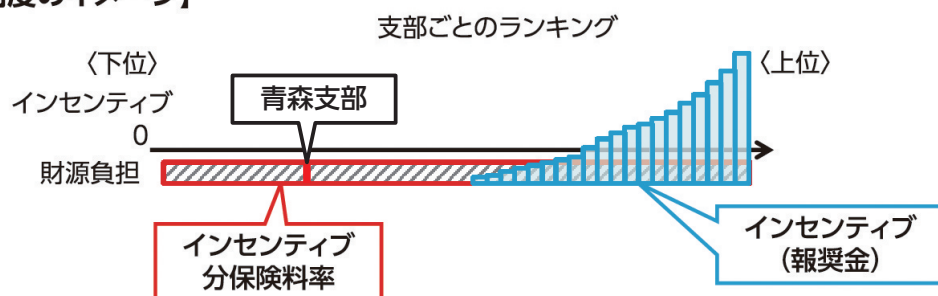
インセンティブ制度とは

特定健診受診率など5つの評価指標に基づき全支部をランキング付けし、全国47支部中上位23支部について、得点数(偏差値)に応じた報奨金を付与するものです。上位23支部は、保険料率が引き下げに働きます。なお、制度の財源として全国各支部から、各支部総報酬の0.01%分を拠出します。

※この0.01%については、以下のとおり3年間で段階的に導入します。

平成30年度:0.004% 令和元年度:0.007% 令和2年度:0.01%

【制度のイメージ】



令和元年度青森支部のインセンティブ制度の総合順位は35位です

青森支部は総合順位が上位23支部に該当しないため、**インセンティブが付与されません**。

特定健診等の受診率	特定保健指導の実施率	特定保健指導対象者の減少率	医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	後発医薬品の使用割合
20位	39位	39位	20位	18位

平成31年4月～令和2年3月の実績をもとにした結果

加入者及び事業主の皆様と一緒に取組んでいただきたいこと

以下の「5項目の評価指標」に基づいて、ランキング付けされます。

① 特定健診等の受診率

協会けんぽの健康診断の受診をお願いします。

被保険者の方:生活習慣病予防健診 被扶養者の方:特定健診

労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事業所様は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の「健診結果データ」を協会けんぽへご提供ください。

② 特定保健指導の実施率

健診結果から、生活習慣の改善が必要と判定された方は、特定保健指導のご利用をお願いします。

③ 特定保健指導の対象者の減少率

日頃から健康的な生活習慣を心がけましょう。

特定保健指導を受けられた方は、プログラムを最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④ 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

協会けんぽから受診勧奨のご案内が届きましたら、必ず医療機関を受診してください。

⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合

お薬を受け取る際には、積極的に後発医薬品(ジェネリック医薬品)の選択をお願いいたします。

青森支部でも、皆様の取組を全力でサポートさせていただきますので、今後とも積極的な健康づくりへの取組にご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 青森支部
協会けんぽ

〒030-8552 青森市長島2-25-3

ニッセイ青森センタービル 8階 TEL 017-721-2799(代表)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>